

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 252 回

消費税率も上がります、国民に信を問わずに！！

いよいよ国民、そして中小企業は大変になりますね。そして景気はますます悪化します（一時的には駆け込み需要があるかもしれませんが）。

こんな今、あなたはどうやって事業を活性化させ、業績向上を果たしますか。成功者の体験から学びましょう。

1. 最も戒めるべきは顧客への媚 → 素材を厳選し、いつも工夫を凝らす
信頼こそ不可欠
 2. 誰も気づかない細部に配慮する → 鋭敏な感覚を持ったお客様と真剣勝負
 3. 販売効率は考えず何時間でも顧客に対応 → そのためには従業員の教育が重要だ
 4. 自社にとっての本当のお客をつくる → 顧客の支持を集められる社員を育成することが一番
 5. 大きなビジョンを共有し、目の前のことに全力で取り組む
 6. 元気な会社は原点に立ち返る → 正直であること、誠実であること
 7. わかりやすく伝えることが「情報弱者」対策のコツ
 - ⋮
- いろいろ工夫し、真剣に対処すれば、まだまだ日本の中小企業はチャンスはたくさんあります。

私もがんばります。皆様もがんばってください、消費税なんかには負けずに！！

前田の《今人生を語る》第 157 回

めざめよ日本人[®]

今、国会議事堂の前で「消費税反対」「野田内閣解散」のシュプレヒコールが行われています。

でもこれはマスコミでは少しも報道されていません。

日本のマスコミの特定党への一方的支持、そして不誠実、マスコミの義務の放棄には目に余るものがありますね！！

悲しいですがこれが日本の現状です。テレビ局、新聞社の株式の 10% 近くを、中国、韓国に取得されてしまった日本のマスコミの現状です。

我々国民はもう少し現状を正見していかなければ、日本の未来はなくなってしまうですね！！

○ 概要

特定支出制度とは、給与所得者が一定の支出を行った場合、その支出額を一定の範囲内で所得控除できるとするものです。特定支出には、①通勤費、②転任に伴う引越し費用、③研修費、④資格取得費、⑤単身赴任者の往復旅費の 5 つがありました。このたびの平成 24 年度税制改正により、「④資格取得費」の範囲の拡大、「⑥勤務必要経費」の追加が行われました。

また、特定支出控除の計算方法の見直しも行われました。

この改正は、平成 25 年分以後の所得税、平成 26 年分以後の個人住民税から適用されます。

○ 「④資格取得費」の範囲の拡大

改正前は、例えば、企業の経理担当者がスキル向上のために簿記の資格を取得しようとした場合、会社側がその資格取得について職務遂行上直接必要であると認めたものであれば、その資格取得費用を特定支出として控除することができました。一方、会計士、税理士などの資格取得費用は、いわゆる〈独立費用〉と考えられてきたため、特定支出の範囲から除かれていました。

しかし、今後は、弁護士、会計士、税理士、弁理士などの資格取得費用も、特定支出の範囲に含めることと見直されました。具体的には、会社側が職務遂行上必要と認めた資格の取得のために、専門学校等に通った場合の支出などが該当します。

○ 「⑥勤務必要経費」の追加

勤務必要経費とは、職務と関連のある図書費、衣服費等のことで、上限金額は 65 万円とされています。

「図書」とは、政令上、書籍、新聞、雑誌、その他の定期刊行物などです。これは、紙媒体のものだけでなく、電子書籍等も含まれます。

「衣服」とは、政令上、制服、事務服、作業服、その他職場で着用が義務付けられているものを指します。この中には、スーツも含まれます。

○ 特定支出控除の計算方法の見直し

現行では、一定の要件の下、特定支出が給与所得控除を上回った場合に限りその超過分を追加で控除できます。今回の改正では、年収 1,500 万円以下と超える場合で、計算方法が異なることとなります。

(1) 年収 1,500 万円以下の場合

特定支出が給与所得控除額の 2 分の 1 相当額を上回ったのであれば、その超過分を給与所得控除に加算できます。例えば、特定支出が 100、給与所得控除が 120 の場合、現行では「特定支出 100 < 給与所得控除 120」となるため特定支出控除の適用はありませんが、今後は「特定支出 100 < 給与所得控除の 2 分の 1 相当額 60」となるため、その差額分 40 を給与所得控除に加算して控除することができます。

(2) 年収 1,500 万円超の場合

特定支出が、給与所得控除額 125 万円を越える部分を給与所得控除に加算できます。

○ まとめ

今回の見直しで、同制度の利用機会が増加するという見方もあります。また、今後、取扱いが定められる可能性もありますので、その場合にはお知らせしたいと考えています。